

国土強靱化と地方創生のための
「日本海国土軸の形成」とウィズコロナ、
アフターコロナ時代に向けた取組の
推進に関する特別決議



日本海沿岸地帯振興連盟

設立 昭和39年
会員 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県の本州の日本海沿岸12府県の知事、府県議会議長、市町村長代表、市町村議会議長代表、経済・産業団体代表
世話人代表 富山県知事 石井 隆一

令和2年8月



日本海沿岸地帯振興連盟

国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸の形成」と ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けた取組の推進に関する特別決議

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏を中心に再び拡大し、全国への拡大が強く懸念されている。日本海沿岸地帯振興連盟に加盟する12府県では、人口10万人当たりの病床確保数が19.1と全国平均（15.3）を上まわっているが、今後、感染者数の多い首都圏等との往来により感染者数が急激に増加すれば、地域の医療体制がひっ迫し、住民の命と安全の確保に重大な脅威となることが懸念される。

一方で、今回の新型コロナの脅威は、国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせ、地域社会・経済にとっても100年に1度といつていい深刻な危機を迎えている。

したがって、「新しい生活様式」を実践しながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが急務であるが、そのためには、今回の危機で感染リスクが高いことが明らかになった東京一極集中型から多核連携型への国づくりを進めることが重要であり、地方創生の推進と都市・地方の格差是正に向けて、デジタル・トランスフォーメーションをはじめとする社会変革を進めるとともに、国土強靱化などの社会基盤整備等に積極的に取り組み、地域住民の安全・安心をしっかりと確保することが必要である。

ついでには、この国難ともいふべき危機を克服するとともに、日本海側沿岸地域の更なる発展に向けて、国において次の事項を実施することを提言する。

記

新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等

- 感染症対策の実効性を担保するための罰則規定など、様々な法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償的な「協力金」の制度化について国において早急に議論を進めること
- 知事・保健所の権限強化のため、速やかに必要な特措法や、感染症法、風営法等の運用弾力化や法改正を行うこと

医療・介護等提供体制の強化、感染防止対策等

- 今後想定される「感染拡大の第2波・第3波」に備え、地域の実情に応じた医療・介護等提供体制の強化に向けた支援を充実すること。なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、既に一部の交付額が内示されているが、実際の必要額に大きく不足していることから、予備費の充当を含む交付金の増額など速やかに対応すること。また、交付金の対象や基準額については、都道府県において柔軟な運用ができるよう見直しを行うこと
- 感染症指定医療機関や重点医療機関等においては、従来の診療活動を縮小せざるを得ず病院経営が圧迫されている現況に即し、直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと
- 新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること
- 疑い患者等に係る保健所間の情報共有の仕組みを確立するとともに、都道府県をまたぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと
- PCR検査等の戦略的拡大
 - PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、戦略的に拡大することとし、初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、医療・介護・障害福祉施設の従事者等、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、国の負担による行政検査としての実施を検討すること
 - 国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に必要な経費について国として支援すること
- 水際対策の強化
 - 今後、段階的な入国制限の緩和による国際便等の増加に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されるが、国内すべての国際・国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること
 - PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保すること
 - 今後の入国制限緩和の見直しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。加えて、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと
- 今後想定される「感染拡大の第2波、第3波」に備え、国において、これまでの知見を総括し、
 - ワクチンの早期実用化に向けた「大胆な資金投入」
 - 早期発見、封じ込めに向けた「検査体制の強化」、ビッグデータの継続的活用や専門家の育成を含めた「クラスター策の強化」
 - 感染拡大防止を図るための休業要請及び「保健所機能の体制強化」を図るための疫学調査や健康観察等の実効性を担う法的措置など今回のコロナ禍の経験を今後に活かすための方策を早急に示すこと

経済活動の回復、雇用対策の推進等

- デジタル・トランスフォーメーションの加速化
 - アフターコロナの「新しい生活様式」へ対応するため、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、判子文化の見直しなどの規制改革を進め、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を本格的に加速すること
 - 地域の事業者がデジタル技術等をスムーズに導入できるよう、情報発信や人的・財政的な支援の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」の定着にも資するSociety5.0を実現する技術の活性化及び課題解決を図る自治体の取組への支援を充実すること

- 中小企業・小規模企業への支援
新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境に置かれている中小企業等に対し、保証制度等金融支援や事業承継支援などの充実を図ること
- 雇用対策の推進
 - 雇用情勢は、有効求人倍率が低下傾向にあり、解雇・雇止めが増加するなど、厳しさを増していることから、異業種間の雇用マッチング支援や離職者の就労支援など雇用維持・確保を充実すること
 - 学生等の就職環境は、大学キャリアセンターの業務の一時停止や就職説明会の中止などにより就職活動が十分にできない状況にあることから、新規学卒者に対する就職支援の強化を図ること
- 観光需要の回復、観光事業者への支援
 - 感染症収束後の経済のV字回復を実現し、観光産業の再活性化を図るため実施するGo Toトラベル事業については、その趣旨は理解するが、事業の実施に当たっては、感染状況を注視し、対象地域の範囲、時期、方法について、これらの基準等を明確にした上で、除外地域など機動的に見直すこと
 - 地域共通クーポンについては、地方の意見を踏まえ、早急にスキームを明確にすること
 - 国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたっては、水際対策の徹底はもとより、国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと
- 地域公共交通への支援
 - 地域公共交通の維持・存続に向け、公共交通事業者に対し、感染症の影響に伴う減収分への十分な財政支援を早急に講じること
 - 厳しい経営に直面している公共交通事業者を支援するため、安全運行に不可欠な設備整備などに取り組みめるよう既存補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること。
- 農林水産業への支援
 - 新型コロナウイルス感染症の影響等を十分に踏まえ、国内農林水産物等の消費拡大に向けた需要喚起に対する支援を充実するとともに、食料の安定的な供給にむけた担い手の育成・確保や農林漁業者の経営安定対策等について十分な支援を行うこと
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、農業の生産現場においても、外国人実習生等の入国が困難となるなど、労働力不足の一層の深刻化が懸念される中、多様な人材の確保やスマート農業の推進、機械・施設整備への支援を積極的に行うほか、農業農村整備事業による生産基盤の強化を実現するための十分な予算を確保するとともに地方財政措置を拡充すること
- 感染拡大の防止と社会経済活動の段階的引上げ
 - 社会経済活動の段階的引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。また、地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gをはじめとした情報通信基盤の整備を進め、多核連携による分散型国土の形成に取り組むこと

地方分散型社会の実現、働き方改革

- 地方への移住拡大、多様な働き方の推進
 - 在宅勤務や地方に設置するサテライトオフィスを活用した多様な働き方の推進を図ること
 - 感染症拡大を契機としたテレワークの拡大を踏まえ、自然豊かで人口密度の低い地方への移住拡大に向けたキャンペーンを実施すること
 - 遊休公共施設や空き家を活用したテレワークを実施するためのサテライトオフィスの整備に向けた支援を行うこと

学校教育活動、児童生徒への支援等

- 効果的な教育を行うための支援
児童生徒の学習の遅れに対応するとともに、短期間でより効果的な教育を行うために必要となる学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等の更なる追加配置などの支援を行うこと
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育環境の改善
学校休業により子どもたちの学習機会の不足、学力格差の拡大が強く懸念されていることから、ICTを活用した学習のための環境整備や学習指導員等の配置、各教科のカリキュラム見直しなど、子どもの視点に立った最善な学習機会確保や学力格差解消のための各種対策に対する財政支援を十分に講じること

地方税財源の確保・充実

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等
 - 今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、予備費の充当も含め、さらなる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額や基金への積み立て要件弾力化をはじめ、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応すること
 - これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念されるため、少なくとも、今回の感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること
- 感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災事業など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること

以上、決議する。

令和2年8月4日

日本海沿岸地帯振興連盟

